

議案第 116 号

令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事請負契約について

令和 6 年 12 月 3 日一般競争入札に付した令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 424,600,000 円
- 4 契約の相手方 長野県安曇野市豊科 5861 番地 2
猿田建設 株式会社
代表取締役 猿田 真由美

令和 6 年 12 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第117号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第6条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市豊科農産物加工交流センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科4690番地2
安曇野市豊科農産物加工交流センター管理運営委員会
会長 松尾 園子
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 118 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市有明荘

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 1326 番地

株式会社 燕山荘

代表取締役 赤沼 健至

3 指定期間の変更

「平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に変更する

令和 6 年 12 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第119号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和5年10月30日、安曇野市豊科高家1045番地9において、公用車を駐車場所から発進させる際に、アクセルペダルをブレーキペダルと思い込み強く踏み続けてしまい、アパートの駐車場に駐車してあった車両に衝突した。衝突された車両がアパート外壁にぶつかり、外壁が損傷した物損事故である。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は、公用車運転者の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の損害の解決金として、相手方に対し510,840円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和6年12月20日 提出

安曇野市長 太田 寛